

# 西之表市

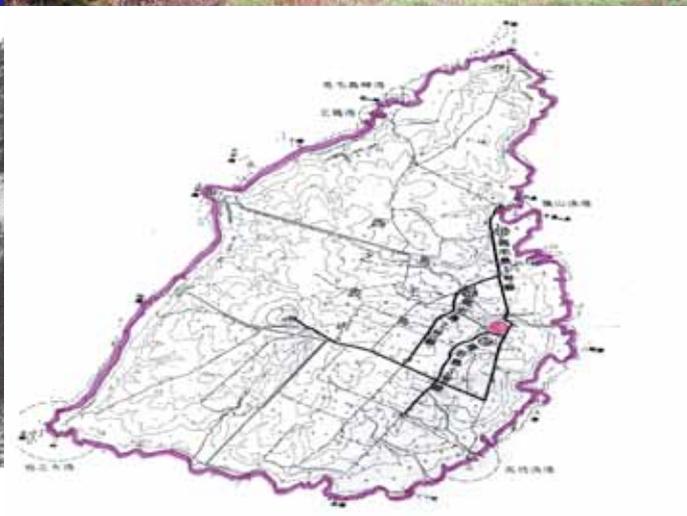
平成28年11月25日発行

# 議会だより



## 馬毛島対策特別委員会報告

特別号



●かつての馬毛島の浦の朝 (出典 平山武章 編『写真集明治大正昭和西之表：ふるさとの思い出』より)

### ☆紙面紹介☆

- P 2 . . . . 馬毛島対策特別委員会・委員長報告  
「馬毛島への普天間基地移設並びに訓練移転に反対」決議
- P 3 . . . . 馬毛島基地化問題に関する経過
- P 4 . . . . 防衛省からの説明  
日米安全保障協議委員会（2プラス2）合意文書
- P 5 . . . . 防衛省説明の検証と厚木基地と周辺自治体及び  
普天間基地と沖縄県や地元自治体の現地調査報告

# 馬毛島対策特別委員会・委員長報告

西之表市議会は馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練（FCLP）施設及び関連する自衛隊施設建設に反対しています。馬毛島対策特別委員会は、この問題と馬毛島を取り巻くその他の諸課題にも対応するための調査・研究を行うことを目的に、平成25年2月に、議長を除く定数15名で再設置されました。

この特別号は、本特別委員会としてこれまで行った厚木基地と普天間基地の現地調査及び平成28年6月の防衛省との意見交換会において得た情報から、防衛省からのこれまでの馬毛島に関する説明と提示された資料を検証し、報告いたします。

本特別委員会では先の意見交換会において防衛省に対し、FCLPの恒久的施設建設を予定していることから馬毛島明記を白紙撤回するよう求めました。これまで検証した結果、防衛省からの説明では不確定な点が山積しており、予想される騒音の程度や軍事関連による落下物等生活面での不安を払拭できず、さらに軍事基地整備に伴う様々な交付金についても具体的説明が得られないと、結論づけました。

馬毛島対策特別委員会

## 馬毛島への普天間基地移設並びに訓練移転に反対

平成28年8月臨時議会で、「馬毛島への沖縄県の米軍普天間飛行場の移設並びに訓練移転に反対する意見書」を全会一致で可決しました。また、7月18日地元へ通知せず翁長沖縄県知事が突然に馬毛島視察を行ったことに対し、沖縄県と馬毛島への移転を提案するおおさか維新の会に対し抗議する決議も全会一致で可決しました。

### 馬毛島への沖縄県の米軍普天間飛行場の移設並びに訓練移転に反対する意見書

馬毛島へのFCLP移転問題発生以降、沖縄、岩国、厚木などを訪問し、現状把握と情報収集を行い、本年6月には、防衛省と意見交換を実施し、FCLPの恒常的施設としての馬毛島明記の白紙撤回を求めた。また、同月にはおおさか維新の会が米軍普天間飛行場などの訓練移転先として馬毛島の活用を提案していることに対し抗議する決議を全会一致で可決した。

～中略～

そのような中、7月18日、おおさか維新の会の下地幹郎議員の提案を受けて、翁長沖縄県知事による馬毛島視察が、突然、地元の意向を無視して実施された。

沖縄県は、戦中、戦後、地上戦を唯一体験し、甚大な犠牲を強いられ、その後の土地の強制収容、さらには米軍専用施設の74%が集中していることにより、深刻な事件・事故も多数発生している。加えて、日本の安全保障と地方自治の本旨について、深く思慮すべきとも考える。

しかしながら、馬毛島への米軍普天間飛行場の移設並びに訓練移転については、種子島はもとより、屋久島、鹿児島県本土などの周辺自治体へのさまざまな悪影響は必至となる。

よって、馬毛島への沖縄県の米軍普天間飛行場の移設並びに訓練移転については、断固拒否し、反対する。

### おおさか維新の会に抗議する決議書

おおさか維新の会は、米軍普天間飛行場などの訓練移転先として馬毛島の活用を提案している。平成28年4月18日衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する国会の特別委員会においては安倍内閣総理大臣に提案し、さらに5月2日付けで菅義偉官房長官宛ての要望書も提出するなど、地元の意向を完全に無視する暴挙と言わざるを得ない行動である。

馬毛島は太古から種子島の漁業地として歴史を有し、その位置は有人離島である種子島及び屋久島に隣接し、南西諸島の航路や空路の幹線経路上にある。また、種子島においては、鉄砲伝来の歴史遺産と宇宙開発の最先端基地を有し、農林水産業を基幹産業とし、観光振興を推進する平和な島である。

米軍普天間飛行場の訓練地となれば、この種子島に限らず、種子島から20km南の屋久島、トカラ列島、北に40kmの鹿児島県本土など周辺自治体への様々な悪影響は必至となり、地元を頭ごなしにした訓練移転を求める行為は絶対に許されない。

よって、本市議会はおおさか維新の会に対し、米軍普天間飛行場などの訓練移転先として馬毛島の活用に係る行動に強く抗議する。

### 馬毛島基地化問題に関する経過

日 時	内 容
H19. 3. 14	「陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移転反対に関する決議」を全会一致で採択
<b>H21. 3. 27</b>	<b>馬毛島対策特別委員会設置（平成21年第1回定例会最終本会議にて）</b>
H21. 8. 28	「馬毛島に自衛隊を誘致する陳情書」が提出される（平成23年6月30日不採択）
H21. 11. 16	所管事務調査（宮崎県新富町、霧島市、鹿屋市） ～18日
H21. 11. 30	「米軍夜間離着陸訓練施設、米軍共用基地に連動の可能性のある馬毛島への自衛隊誘致に反対してください」との陳情書が提出される（平成23年6月30日採択）
H21. 12. 9	「米軍普天間飛行場の馬毛島への移設に反対する決議」を採択
<b>H23. 6. 6</b>	<b>馬毛島対策特別委員会定数を7名から15名へ</b>
H23. 6. 6	「陸上空母離着陸訓練施設の馬毛島への移設に反対する決議」を採択
<b>H23. 6. 21</b>	<b>日米安全保障協議委員会において、米軍の空母艦載機離着陸訓練の恒久的な施設と新たな自衛隊施設の検討対象として馬毛島が明記される</b>
H23. 6. 27	「馬毛島問題の説明受け及びその開示について」との陳情書が提出される（平成23年7月29日不採択）
H23. 7. 2	馬毛島FCLP施設移転問題に係る防衛省の地元説明
H23. 7. 4	「馬毛島問題に係る行政機構を通じた署名等活動について」との陳情書が提出される（平成23年7月29日不採択）
H23. 7. 15	「自衛隊訓練施設の設置の推進を求める陳情書」が提出される（平成23年7月29日不採択）
H23. 9. 5	「馬毛島問題に係る『立会説明会』（仮称）の推進について」との陳情書が提出される（平成23年9月22日不採択）
H24. 1. 18	所管事務調査（沖縄県嘉手納町、沖縄市他） ～20日
H24. 1. 25	所管事務調査（山口県岩国市他） ～27日
H24. 2. 6	「西之表市が馬毛島問題に関し行政機構を通じて反対署名活動を行うことについての法的・道義的適否の判断及び処置に関する陳情」が提出される（議会運営委員会が審査平成24年3月23日不採択）
H24. 9. 10	「米軍輸送機オスプレイ配備の撤回を求める陳情」が提出される（平成24年9月28日採択）
H24. 9. 10	「自衛隊訓練施設の設置の推進を求める」陳情書が提出される（平成24年9月24日取り下げ）
<b>H25. 2. 22</b>	<b>馬毛島対策特別委員会設置（平成25年第1回臨時会にて 定数15名）</b>
H25. 2. 22	「馬毛島への米軍空母艦載機離着陸訓練施設及び関連する自衛隊施設建設に反対する決議」を採択
H25. 6. 6	「馬毛島問題への対応に関する見直しについて」との陳情書が提出される（議会運営委員会 平成25年6月28日不採択）
H25. 12. 3	「馬毛島への米軍施設建設に反対する運動の強化について」との陳情書が提出される（馬毛島対策特別委員会 H25. 12. 20 採択）
H26. 1. 27	馬毛島対策特別委員会所管事務調査（神奈川県大和市、綾瀬市） ～29日
H26. 6. 9	馬毛島対策特別委員会の運動強化に関する陳情書（H26. 6. 17 議員配付）
H27. 1. 27	馬毛島対策特別委員会所管事務調査（沖縄県、宜野湾市） ～29日
H28. 6. 2	馬毛島対策特別委員会委員と防衛省との意見交換会
H28. 6. 13	おおさか維新の会に抗議する決議書を可決し、おおさか維新の会へ送付
H28. 8. 2	馬毛島への沖縄県の米軍普天間飛行場の移設並びに訓練移転に反対する意見書を可決し、内閣総理大臣、防衛大臣、鹿児島県へ送付
H28. 8. 2	馬毛島への翁長県知事による視察に抗議する決議書を沖縄県、おおさか維新の会へ送付

# 防衛省からの説明（説明資料より抜粋）

## 日米安全保障協議委員会（2 プラス 2）合意文書 資料①

「在日米軍の再編の進展」

2011年6月21日

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機部隊の移駐を行うことから、日本政府は、新たな自衛隊の施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元の説明をすることとしている。南西地域における防衛態勢の充実の観点から、同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、併せて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになる。

### 防衛省の馬毛島計画

資料②

#### ①自衛隊の利用

必要な訓練施設を馬毛島に整備し、大規模災害が発生した場合の拠点としても活用して行きたい。大規模災害時には、全国の自衛隊の陸上、海上の部隊が被災地に展開し、活動する際の拠点として活用するために、物資用の倉庫や滑走路、港湾施設、生活関連施設などを整備する計画。また、島しょ部攻撃への対応として、離島への上陸訓練、高度潜入訓練、パラシュートによる降下訓練、さらに、上陸後の展開・対処訓練といったところが想定される。

#### ②米軍 FCLP・タッチアンドゴー訓練

「FCLP」とは昼間夜間の訓練を含めて米軍の空母艦載機が安全に空母に着艦できるよう、ジェット戦闘機のパイロットの技術を維持するために、必要不可欠な着陸訓練。飛行場の滑走路の一部を空母とみだてて実施。FCLP訓練期間は、1回当りの訓練で10日ほど。事前の準備等を含めて、最大約30日。年に1～2回、最大60日で、その間20日程度飛行訓練が行われる。



●訓練施設の維持・管理は自衛隊が実施



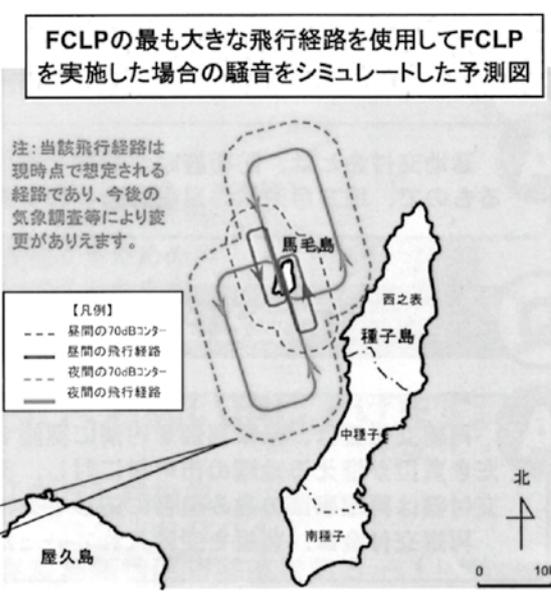
●部隊配置に伴い、所属隊員やその家族が居住するための宿舎を種子島に整備

## Q 周辺地域にはどのような影響が出るのですか？

**A** 仮に、馬毛島で訓練施設を設置した際、地域に最も大きな影響を与えるものとして、FCLPによる航空機騒音が考えられますが、最も大きな飛行経路を使用してFCLPを実施した場合でも70dB以下になると予測しています。

更に防衛省としては、騒音の影響を軽減できるよう最大限の努力をします。

また、航空機騒音以外では、港湾整備、保安水域・訓練水域の設定に伴う漁業制限が考えられます。



注：当該コンター図は、航空機からの距離と騒音レベル（dB）との関係を明示したものであり、住宅防音区域を指定する際の評価指標として用いるWECPNL（いわゆる、うるささ指数）コンター図ではありません。

# 防衛省説明の検証

平成28年6月2日防衛省との意見交換会より報告します。

## 騒音問題



●衆議院第一議員会館にて

【防衛省】騒音については予想図を示し、常時訓練ではありませんので西之表市と中種子町への影響は少ないと想定しています。

しかし、馬毛島で調査しないとわからない部分があります。また、示している飛行ルートは机上で想定したものですので、滑走路の方向も種子島空港と同じようになる可能性もあります。特に島の場合には、非常に静穏な環境で、少しの音でも煩わしく感じるというのにはよく理解します。騒音対策として特定の地域には住宅工事や各種の施策を取っています。

## 交付金



●防衛省との意見交換の様子

(西之表市議会) 厚木基地では、夜10時から朝6時までの騒音防止協定があるにも関わらず例外規定があり、夜間に飛んでいる実態があります。厚木基地で急ぎよFCLP訓練が行われた際には地域住民からの苦情が2,700件にも上っていました。FCLP訓練の実態は防衛省の説明をはるかに超える状況が懸念されます。

【防衛省】基地関係の交付金は3種類ありますが、馬毛島に関して交付額がいくらになるのか、現時点で答えるのは難しいと思います。

## 落下物や事故

【防衛省】米軍基地の周辺自治体では、墜落や部品落下等の事故が続いています。確かに部品の落下は戦闘機に限らずあります。米軍自衛隊に限らず、周辺の影響というのは避けられず、騒音という問題も出てきています。

## 米軍訓練の通知

【防衛省】日米間では合意がありますが、様々な例外もあります。米軍の訓練の詳細や通常訓練について、米軍から日本に通知していただくというのは非常に難しいと思います。

(西之表市議会) 米軍は、事件や事故の際に強い要請があったのちにようやく対応している状況です。

周辺自治体は夜間訓練について米軍からの通知が無いことを苦慮しています。

## 【報告】①厚木基地と周辺自治体の状況

米軍による空母艦載機のFCLP騒音問題や事故等の発生状況等について、平成26年1月27日から29日まで、神奈川県大和市と綾瀬市、及び住民代表らを訪ね、情報収集を行った。



●綾瀬市調査の様子

## 騒音問題

厚木基地における第3次騒音訴訟は、75W値以上を違法爆音で損害賠償の対象とし、約51億円の補償を命じる判決となり、また当時の中曽根首相は、国会答弁で「厚木の爆音は受忍限度を超えている」と発言し、住民運動の大きな弾みとなった。

一方で、国、防衛省、米軍の、住民組織への対応は冷たく、住民からの苦情や抗議は聞き入れないという対応であった。また、日米地位協定によって、米軍関係者との交通事故が、公務上となると治外法権となり、そういった事件が過去に多発している。飲酒による事件や、少女暴行事件等について警察権力が及ばない場合がある。



●爆音防止期成同盟調査の様子

一方、綾瀬市や大和市など地方自治体は、19年かかった第1次訴訟で勝ちとった違法爆音であるとの認定の過程で、騒音データを提供したり、首長らが裁判で現状を訴えたりするなど、

住民組織と協力関係にある。厚木基地では、住民運動の成果として22時から翌朝6時まで飛行制限を設けているが、「米軍の運用上必要・緊要と認めた場合」という例外規定がある。

通常訓練やNLP（夜間訓練）以外は自治体への連絡は一切無い。現在NLP訓練は、硫黄島で実施されているが、天候によっては厚木基地でも実施されることもある。また、空母が入港する年は、120日、180日の間は非常に騒音が激しくなる。



●騒音の状況を確認

### 落下物等による事故状況

▽1964年 館野鉄工所に墜落（住民5人死亡、4戸全半焼）  
▽1977年 横浜市緑区に墜落（3名死亡、7

名重軽傷、2戸全焼）  
▽2012年 綾瀬市に最大2メートルの艦載機部品落下

▽2013年12月 三浦市でヘリ墜落横転事故（米兵士2名負傷）  
▽2014年1月艦載機から長さ17cm、厚さ5mmの鉄板が落下し車のフロントガラス破損

事故の都度抗議するが、日本の警察は現場に立ち入ることが出来ない。厚木基地は日米共同使用となっており自衛隊も入っているが、事故の場合全ての指揮権が米軍側にある。



●厚木基地現地調査の様子



## ② 普天間基地と沖縄県や地元自治体の状況

平成27年1月27日から29日の日程で、沖縄県と普天間飛行場のある宜野湾市での聞き取り調査、及び普天間飛行場や辺野古埋め立て地、嘉手納飛行場の現地視察を実施した。



●沖縄県基地対策課調査の様子

沖縄本島の面積の18%が米軍基地であり、特に利用価値が高い中南部の平坦な地域に米軍基地が集中し、米軍の訓練空域・水域は東西1千km、南北400kmの広大な面積となり、漁業や民間の運行にも影響を及ぼしている

### 米軍基地と沖縄県

平成21年から25年までの事件・事故の発生件数

は合計1,517件、年平均303件、月平均25件となっており、ほぼ毎日何らかの事件・事故が発生している。特に平成7年少女暴行事件などの重大事件や、沖縄国際大学構内への海兵隊所属のCH-53Dヘリコプター墜落事故などの重大事故があり、飛行機やヘリコプターの部品落下等も起こっている。

平成8年日米両政府において航空機騒音規制処置が合意され、できる限り学校、病院を含む人口密集地域上空を避けることや深夜10時から早朝6時の間の飛行及び地上での活動は、米国の運用上の所用のため必要と考えられるものに制限されるなどとなっており、できる限りや必要に応じてなどの言葉がついているので、米軍の航空機騒音は、減らないのが現状である。

### 宜野湾市



●辺野古地区現地調査の様子

普天間飛行場は約481ヘクタール、市全体面積の4分の1で、民有地が約92%を占める。部品落下や墜落事故は、年平均で約2回、総計97回発生。騒音被害は1万6千回以上あり、環境基準値超過日数227日、地デジ受信障害387件となっており、根本的原因である普天間飛行場を早期に閉鎖・返還する必要がある。さらにオスプレイ配備により、騒音最高

値は102デシベルであり、低空飛行や騒音苦情も増えている。戦闘機は、120デシベルもある。一方、日米両政府間で飛行規制に関する合意があるものの、示された飛行状況調査資料によると、その多くが場周経路を逸脱していることが確認できた。



●展望所より嘉手納基地を見る

※詳細は以下の通り過去の議会だよりをご覧ください。

○厚木基地と周辺自治体の状況↓議会だより95号（平成26年5月発行P9）

○普天間基地と沖縄県や地元自治体の状況↓議会だより99号（平成27年4月発行P10）

○防衛省説明の検証と意見交換内容報告↓議会だより104号（平成28年8月発行P11）